

議案第238号

学校法人援助の手續に関する条例を廃止する条例案

学校法人援助の手續に関する条例（昭和27年大阪市条例第13号）は、廃止する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

平成24年11月 6 日提出

大阪市長 橋 下 徹

説 明

旧私立学校法第59条第1項の規定に基づく学校法人に対する助成の手續に関する定めを廃止するため、条例を廃止する必要があるので、この案を提出する次第である。

(参 考)

学校法人援助の手続に関する条例

第1条 私立学校法（昭和24年法律第270号）第59条第1項の規定により、学校法人が市に援助を申請しようとするときは、申請書に次の書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 理由書
- (2) 援助による事業その他の計画書
- (3) 予算書（前年度及び当該年度のもの）
- (4) 財産目録
- (5) 収支計算書（前年度のもの）
- (6) その他市長が定める書類

第2条 この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、昭和27年4月1日から施行する。